

みんなで防ごう障がい者虐待

「だれもが安心して暮らせる社会に向けて」

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が平成24年に施行されました。障がい者に対する虐待は、個人の尊厳を侵害するものであり、障がい者の自立や社会参加にとって大きな妨げとなります。

しかし、この法律が施行された後においても深刻な障がい者虐待の事案が全国で発生しています。

障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

障害者虐待防止法は、広く虐待を禁止していますが、特に次の3種類の虐待について定めています

○養護者（家族など）による障がい者虐待
障がい者の家族や親族、同居人等、現に障がい者の身の世話をしている人による虐待のことです。

○障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
障がい者福祉施設や障がい福祉サービス

の事業所で働いている職員による虐待のことです。

○使用者による障がい者虐待

障がい者を雇用している事業主などによる虐待のことです。

虐待が発生している場合、虐待をしている人、虐待を受けている人に自覚があるとは限りません。虐待をしている人が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、虐待を受けている人が自身の障がいの特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

虐待を見つけたらすみやかに通報してください！

障害者虐待防止法第5条において、「国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。」とされています。虐待をされている可能性がある障がい者を見つけたら、すみやかに佐渡市まで通報してください。なお、虐待の通報をした人の個人情報保護は保たれます。

虐待をなくすためには、市民の方々のご協力が不可欠です。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者の方だけでなく、虐待をしている人の抱える問題の解決にもつながります。障がい者虐待を市民全体で防止していきましょう！

こんなことは虐待になります

①身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

▶例え

- 平手打ちにする
- 殴る ●蹴る
- 縛りつける ●つねる
- 閉じ込める ●不要な薬を飲ませる



②性的虐待

障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

▶例え

- 性交 ●性器への接触
- 裸にする ●キスをする
- 障がい者にわいせつな話をする、映像を見せる



③心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

▶例え

- 怒鳴る ●ののしる
- 悪口を言う
- 子どもあつかいする
- わざと無視する



④放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

▶例え

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない



⑤経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

▶例え

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない



お問い合わせ・虐待通報連絡先

市役所社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 63-5113 FAX 63-5121

※夜間、休日はこの番号で宿日直が対応し、担当者から折り返しお電話します。